

特集 ICA100周年大会

ICA大会における「協同組合のアイデンティティ に関する声明」の検討過程

富沢 賢治（東京都／一橋大学教授）

I

1995年9月20日から22日の午前にかけてICA100周年記念大会が、22日の午後から23日の午前にかけてICA総会が開催された。協同組合原則の改定は両会議を通じる一大テーマであった。以下はその検討過程である。

20日午前に華やかな100周年式典が開催された。その後開かれた20日午後の会議と翌21日午前の会議は協同組合原則改訂をテーマとするものであった。

20日午後の介護は、①原則改訂委員会（リソース・グループ）の委員長であるI.マクファーソン教授の原則改訂問題全般にわたる報告、②審議経過に関するICA事務総局長B.ソーダーソン氏の説明、③原則改訂をめぐる論議に当たられた。

マクファーソン教授は、原則改訂委員会での審議内容とICA理事会の原案「協同組合のアイデンティティに関する声明」（すでに本誌で紹介してある）について説明した後、9月18日のICA理事会の審議結果である再修正案を紹介し、それを支持する立場からコメントを加えた。

18日までに提起された種々の修正案を審議した結果、ICA理事会が18日にまとめた修正案はつぎの4点である。

（1） 定義について。

「協同組合は、共同的に所有され民主的に管理される事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと熱望を満たすために、自発的に結びついた人びとの自治的な結合体である」という原案から「文化的」を削除する。「文化的」は意味的に「社会的なニーズと熱望」という文言に含まれるからである。

（2） 値値について。

協同組合が歴史的に重視してきた価値を考慮して、原案に対してつぎの下線部分を付加する。

「協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の組合員は、協同組合創設者たちの伝統に基づき、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的価値を信条とする。」

（3） 第三原則について。

ほとんどのICA会員組織が非分割積立金の原則を受け入れていることを考慮して、原案に対してつぎの下線部分を付加する。

「組合員は、協同組合の資本を公正に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一定部分は通常、協同組合の共同所有とされる。組合員は、組合員の条件として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも、通常、制限された配当を受ける。組合員は、剩余金をつぎの目的のいずれか、あるいはすべてのために配分する。」

協同組合の発展。その際、可能な限り、少なくとも一定部分を非分割としうる積立金をつくる。

協同組合の利用高に応じた組合員への還元。

組合員が承認するその他の活動の支援。

（4） 第七原則について。

「協同組合は、組合員のニーズと願いに焦点を合わせながら、コミュニティティの持続可能な発展のために活動する」という原案から下線部分を削除し、「組合員が承認する政策を通じて」という文言を付加し、つぎのように修正する。「協同組合は、組合員が承認する政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。」この修正によって、協同組合が組合員の願いに応えて活動することが明瞭になるからである。



オープニングセレモニー会場前
左より 富沢、田中、古村、片山各氏

II

理事会案をめぐる討論では12人が発言した。すべての発言者が大筋で理事会案を支持するものであったが、つぎのような再修正意見も表明された。

日本生活協同組合連合会の内館専務理事は、定義から「文化的」という文言を削除することに、遺憾の意を表明した。インドの代表も同様な発言をした。

全国労働者共済生活協同組合連合会の小崎常務理事は、従業員の役割に関する文言を第二原則に付加することが望ましい、と主張した。

ICAの生産協同組合委員会(CICOPA)のレジス委員長は、非分割積立金の原則が付加されたことを評価しながらも、「可能な限り」(できるならば)という文言の付加に対して遺憾の意を表明した。

インドの代表は、定義に「自助と互助に基づいて活動する組織」という趣旨の文言を付加すべき、と主張した。

ブルガリアの代表は、定義に「共同組合間協同」を盛り込むべし、と主張した。

III

21午前の会議では、「組合員参加の共同研究プロジェクト」「国際協同組合ユース・セミナー」「ICA協同組合研究フォーラム」についての報

告がなされた後、原則改訂問題の審議が継続された。7人が発言したが、多くは理事会案を支持するものであった。しかし、イギリスの農協関係の代表は、「世界には種々の協同組合が存在するから、協同組合の定義をあまり厳密なものにすると、現存するかなりの協同組合が排除されることになる」と、注意を喚起した。

討論の最後にマクファーソン教授が討論についてコメントし、理事会案を支持する発言をした。司会のマルコス会長は「大会での討論結果を総会に引き継ぐ」とまとめた。

IV

23日のICA総会ではソーダーソン事務総局長が、大会討論に基づいて修正した理事会最終案（「文化的」という文言が復活）を提示した。ついで、日生協を代表して湯浅氏が「文化的」という文言の重要性を強調する発言を行い、削除要求をしていたドイツ代表との調整もついたという報告をした。

最終案は反対ゼロで採択された。ついで、協同組合原則に関する理事会決議も反対ゼロで採択された。

このようにして決定されたのが別掲の「国際協同組合同盟・協同組合のアイデンティティに関する声明」である。

THE INTERNATIONAL CO-OPERATIVE ALLIANCE STATEMENT ON THE CO-OPERATIVE IDENTITY

DEFINITION

A co-operative is an autonomous association of persons united voluntarily to meet their common economic, social, and cultural needs and aspirations through a jointly-owned and democratically controlled enterprise.

VALUES

Co-operatives are based on the values of self-help, self-responsibility, democracy, equality, equity, and solidarity. In the tradition of their founders, co-operative members believe in the ethical values of honesty, openness, social responsibility, and caring for others.

PRINCIPLES

The co-operative principles are guidelines by which co-operatives put their values into practice.

1st PRINCIPLE : VOLUNTARY AND OPEN MEMBERSHIP

Co-operatives are voluntary organisations, open to all persons able to use their services and willing to accept the responsibilities of membership, without gender, social, racial, political, or religious discrimination.

2nd PRINCIPLE : DEMOCRATIC MEMBER CONTROL

Co-operatives are democratic organisations controlled by their members, who actively participate in setting their policies and making decisions. Men and women serving as elected representatives are accountable to the membership. In primary co-operatives members have equal voting rights (one member, one vote), and co-operatives at other levels are also organised in a democratic manner.

3rd PRINCIPLE : MEMBER ECONOMIC PARTICIPATION

Members contribute equitably to, and democratically control, the capital of their co-operative. At least part of that capital is usually the common property of the co-operative. Members usually receive limited compensation, if any, on capital subscribed as a condition of membership. Members allocate surpluses for any or all of the following purposes : developing their co-operative, possibly by setting up reserves, part of which at least would be indivisible ; benefiting members in proportion to their transactions with the co-operative ; and supporting other activities approved by the membership.

4th PRINCIPLE : AUTONOMY AND INDEPENDENCE

Co-operatives are autonomous, self-help organisations controlled by their members. If they enter into agreements with other organisations, including governments, or raise capital from external sources, they do so on terms that ensure democratic control by their members and maintain their co-operative autonomy.

5th PRINCIPLE : EDUCATION, TRAINING AND INFORMATION

Co-operatives provide education and training for their members, elected representatives, managers, and employees so they can contribute effectively to the development of their co-operatives. They inform the general public -- particularly young people and opinion leaders -- about the nature and benefits of co-operation.

6th PRINCIPLE : CO-OPERATION AMONG CO-OPERATIVES

Co-operatives serve their members most effectively and strengthen the co-operative movement by working together through local, national, regional, and international structures.

7th PRINCIPLE : CONCERN FOR COMMUNITY

Co-operatives work for the sustainable development of their communities through policies approved by their members.

Manchester, United Kingdom,
23 September 1995

国際協同組合同盟

協同組合のアイデンティティに関する声明

定 義

協同組合は、共同的に所有され民主的に管理される事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと熱望を満たすために、自発的に結びついた人びとの自治的な結合体である。

価 値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の組合員は、協同組合創設者たちの伝統に基づき、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的価値を信条とする。

原 則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

第一原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、そのサービスを利用でき、組合員としての責任を負う意思があるすべての人に開かれている自発的な組織である。協同組合は、性的・社会的・人種的・政治的・宗教的な差別をしない。

第二原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員によって管理される民主的な組織である。組合員はその政策策定と意思決定に積極的に参加する。選出された代表者として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は（一人一票という）平等の議決権を持つ。他の段階の協同組合も民主的な方法で組織される。

第三原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本を公正に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一定部分は通常、協同組合の共同所有とされる。組合員は、組合員の条件として払い込んだ出資金に

対して、配当がある場合でも、通常、制限された配当を受ける。組合員は、剩余金をつぎの目的のいずれか又はすべてのために配分する。

協同組合の発展。その際、可能な限り、少なくとも一定部分を非分割とし、積立金をつくる。

協同組合の利用高に応じた組合員への還元。

組合員が承認するその他の活動の支援。

第四原則 自治と自立

協同組合は、組合員により管理される自治的な自助組織である。政府を含む他の組織と取決めをしたり、外部から資本を調達する際には、協同組合は、組合員による民主的管理と協同組合の自治を維持しうる条件を確保する。

第五原則 教育、訓練、広報

協同組合は、組合の発展に効果的に貢献できるように、組合員、選出された代表、マネージャー、従業員のための教育と訓練を行う。協同組合は、一般の人びと、とくに若い人とオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点についての広報を行う。

第六原則 協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することによって、もっとも効果的に組合員の役に立ち、協同組合運動を強化する。

第七原則 コミュニティへの関心

協同組合は、組合員が承認する政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。

イギリス、マン彻スター

1995年9月23日

[富沢賢治訳]

特集 ICA100周年大会

ICA大会、ICOM、労働者協同組合、 そしてコミュニティ協同組合企業

中川 雄一郎（東京都／明治大学政経学部教授）

1895年に創設された国際協同組合同盟（ICA）は、本年9月20日～23日にかけて、マンチェスターで100周年記念大会を開催した。周知のように、1992年のICA東京大会は、大会（congress）で決議を行ってきた従来の方式を変更して、総会（General Assembly）において決議を行い、大会はそのための討議の場とすることを決めた。変更された最初の大会では、主要議題であるICA原則＝「協同組合のアイデンティティに関する声明」について議論が交わされた。主要な議論の1つは、ライファイゼン系協同組合連合会からの提案であった。それは、協同組合の「定義」にもらっている「共通の経済的社会的および文化的ニーズ」のうちの「文化的」という用語の削除を求めるものであった。「文化的（ニーズ）」という言葉は「社会的（ニーズ）」という言葉に本来的に包含されているとの主張からである。それに対して、日本生協連は、「文化的」という言葉は、協同組合運動にとって、人びとの「地域的、歴史的な」生活の意味をもつだけでなく、極めて「実践的」な意義を有する、との観点から削除に反対した。

もう1つの主要な議論は、第3原則にもりこまれなかった「不分割の積立金」の文言を復活させることであった。この「不可分の積立金」、即ち、労働者協同組合の資本形成のために必要とされる、協同組合から分割することのできない積立金の承認を原則に組み入れるかどうかは、労働者協同組合運動にとって文字通りの「生命線」ともいふべき事柄である。日本労働者協同組合連合会が所属するCICOPAがこれを第3原則に組み入れることの意義を強調したのは言うまでもない。

大会後に開催された総会では、結局、前者については、「文化的」という用語を残すことを決議し、また後者についても、「必要十分条件」を得

たものではなかったとはいって、その文言を挿入することを決議し、CICOPAの努力が実った、といえよう。そしてこの成功に大きく与って力があつたのが本労協であったことを記しておくことは国際的な協同組合運動にとって大いに意味のあることであろう。CICOPA委員長のレジス氏は次のように述べた。「日本の労協のこの件に関する文書は非常に興味深い。その要望文書は美しく、完全で、具体的である。」

ところで、マンチェスター記念大会の前日にICOM（産業共同所有運動）による「労働者協同組合ツアー」が執り行われた。このツアーは記念大会の全体プログラムに折り込まれていたものであり、本労協の代表も4グループに分れて参加した。訪問先はソフト・ソリューション協同組合（マンチェスター、本部はリーズ）、バクシィ・パートナーシップ（プレストン）およびスマ自然食品コレクティヴ（ハリファックス）などであった（ツアーの詳細はP12より報告を掲載…編集部）。これら3つの企業のうち、バクシィ・パートナーシップは労働者協同組合として登録されていないが、労働者所有企業であることから、ICOMはバクシィ・パートナーシップを自らの範疇に組み入れている。他の2つの企業はICOMのモデル規定に則って労働者協同組合として登録されている。

ICOMは、協同組合運動の「新しい波」と呼称されているように、現代におけるイギリス労働者協同組合運動の発展の牽引車である。ICOMは、協同組合企業やその他の企業で働く人びとによる「企業の民主的管理と所有」を促進するために、共同所有の原則と実践を推し進めることを主要な目的とする全国的な「メンバーシップ組織」である。そのメンバーシップは4つのカテゴリーに別れる。即ち、（1）民主的な労働者管理の下